

長崎港リーファーコンテナ交換助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、企業等が長崎港で農水産物を輸出する際に必要となるリーファーコンテナの恒常的な確保を行うために、長崎港に蔵置されているリーファーコンテナが蔵置期限を過ぎた場合における、長崎港と釜山港との間でリーファーコンテナの交換を行う際に生じる経費について、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）が予算の範囲内で助成することにより、長崎港を活用した農水産物の輸出を促進させ、長崎港の活性化につなげることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 「長崎港」とは、「小ヶ倉柳埠頭」をいう。
- （2） 「リーファーコンテナ」とは、冷凍・冷蔵貨物の輸送に使用される特殊コンテナをいう。

（交付対象）

第3条 助成金の対象となる経費は、長崎港に蔵置しているリーファーコンテナについて、蔵置期限を過ぎた場合に、長崎港と釜山港との間でリーファーコンテナの交換を行う際に生じる経費（以下、「リーファーコンテナ交換費用」という。）とする。

2 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業及び団体に交付するものとする。

- （1） 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している者。
- （2） リーファーコンテナ交換費用を負担する者。

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、リーファーコンテナ1本の交換につき、6万円を交付することとする。（20フィートコンテナの交換、40フィートコンテナの交換のいずれであっても、助成金の額は同じものとする。）

2 助成金の交付を受けようとする企業及び団体（以下「請求者」という。）に助成金を交付する額は、1請求者につき年30万円を上限とする。

3 助成金は予算の範囲内で、適正な請求書の受付日時順に交付決定を行うものとし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過分については交付しないものとする。

（交付請求）

第5条 請求者は、事業を行った翌月末までに長崎港リーファーコンテナ交換助成金交付請求書（様式第1号）に別に定める書類を添えて、センターに提出するものとする。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第6条 センターは、前条の請求書を受理したときは、原則として、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、長崎港リーファーコンテナ交換助成金交付決定通知書(様式第2号)により請求者に通知するとともに助成金を交付する。

2 不交付の場合は長崎港リーファーコンテナ交換助成金不交付決定通知書(様式第3号)により請求者に通知する。

(助成金の返還)

第7条 センターは、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、当制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。